

万博推進局庁舎管理規程

(目的)

第1条 この規程は、万博推進局庁舎（以下「庁舎」という。）の管理に関し必要な事項を定めることにより、庁舎の保全及び秩序の維持を図り、公務の円滑かつ適正な遂行に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、庁舎とは、ATCビル0's棟北館4階庁舎（大阪市住之江区南港北2丁目1番10号ATCビル0's棟北館4階）における事務室（会議室、倉庫等を含む。以下、庁舎。）とする。

(庁舎の管理者)

第3条 庁舎の総括管理者は、万博推進局長とする。

2 前条の庁舎において、日常の管理者として総務課長を置く。

(門扉の開閉)

第4条 庁舎の門扉の開閉については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 庁舎の各門扉の開門時間は、原則として執務時間とする。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（以下「休日」という。）は、原則として開門しない。
- (2) 前号の規定にかかわらず、管理者が庁舎の管理上必要と認めるときは、開門若しくは閉門時刻を変更し、又は休日に開門することができる。

(庁舎への出入り)

第5条 管理者は、管理上必要と認めるときは、その管理に属する庁舎に入りしようとする者に対し、その氏名及び出入りの目的を明らかにすることを求めることができる。

(許可を要する行為)

第6条 庁舎において次に掲げる行為（万博推進局職員が業務上の必要により行う場合を除く。）をしようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、宣伝、勧誘その他これらに類する行為
- (2) 印刷物その他の文書又は図画の配布
- (3) ポスター、はり紙、看板、旗、幕その他これらに類するものの表示又は掲出
- (4) 集団による立ち入り
- (5) 前各号に掲げるもののほか、庁舎の管理上支障を及ぼすおそれのある行為

2 管理者は、前項の許可に応じて必要な範囲で条件を付すことができる。

(行為の禁止)

第7条 応答においては、何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 凶器、爆発物その他の危険物の持込み
- (2) 応答、備品その他の物件の破損又は汚損
- (3) 通行を妨げる行為
- (4) 脅迫、威圧的な言動、暴言、けん騒その他の不適切な言動を行うこと
- (5) 職員に対して面会を強要すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、応答における秩序を乱し、又は公務の円滑な遂行を妨げる行為

(違反行為に対する措置)

第8条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、応答への立ち入りを禁止し、許可を取り消し、当該行為を禁止し、又は当該行為の中止、応答からの退去若しくは物件等の撤去を命ずることができる。

- (1) 第5条の規定に違反して氏名及び出入りの目的を明らかにしない者
- (2) 第6条第1項の規定に違反し、又は同条第2項の規定により付された条件に違反するもの
- (3) 前条の規定に違反する者又は同条の規定に違反するおそれのあることが明らかである者

2 管理者は、前項の規定による物件等の撤去命令に従う者がいないとき又は当該命令を行うべき相手方が判明しないときは、自ら当該物件等を撤去することができる。

(職員等の協力)

第9条 万博推進局職員及び許可を受けて応答を使用する者は、管理者及びこれらを補助する職員の指示に従い応答の管理について協力しなければならない。

(施行の細目)

第10条 この規程の施行について必要な事項は、総括管理者が定める。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。